

サークル自治会総会規定

[第1条 総則]

総会に関する規定については本規定の定めるところによる。

[第2条 最高議決機関]

サークル自治会総会は自治会の最高議決機関である。

[第3条 自治会総会の構成]

自治会総会は議長団、執行部、加盟サークルによって構成される。

[第4条 自治会総会の開催]

- (1) 自治会総会は執行部が召集し、過半数の加盟サークルの出席によって開催される。
- (2) 定例自治会総会は以下の4回である。
 - 1) 年度初めの自治会総会が、4月末日までに開催される。
 - 2) 補助金配布案を議決する自治会総会が、6月末日までに開催される。
 - 3) 補助金予備配布案を議決する自治会総会が、1月に開催される。
 - 4) 自治会決算案を議決する自治会総会が、2月に開催される。
- (3) 以下の場合、臨時総会が開催される。
 - 1) 執行部が必要と認めた場合。
 - 2) 加盟サークルの10分の1以上の連署による要求があった場合。
 - 3) その他本規約、あるいは諸規定に定められた場合。

[第5条 議長団]

議長団は議長1名、書記1名の計2名によって構成され、自治会総会の進行および議事記録を行う。議長団は執行部役員が兼任する。自治会総会において、議長団は議長団権限を使用するに際し、常に公平でなければならぬ。

[第6条 加盟サークル代表者]

- (1) 各加盟サークルは、サークルを代表して、自治会総会において該当サークルの持つ全ての権利を有する加盟サークル代表者を自治会総会に出席させる。
- (2) 自治会規約で定めるサークル役員、もしくは2名まで登録可能な自治会担当者が、加盟サークル代表者として出席できる。ただし、自治会担当者は学生会員である該当サークル加盟者でなければならない。

[第7条 発議権、発言権、投票権]

- (1) 各加盟サークルはそれぞれ、規約及び諸規定の改定を除く全ての議案の発議権を持つ。
- (2) 全加盟サークル数の1/5を超える加盟サークルの連署は、規約及び諸規定の改定の発議力を持つ。
- (3) 執行部は全ての議案の発議権を持つ。
- (4) 各加盟サークルは自治会総会における発言権を持つ。
- (5) 議長が許可した場合のみ、傍聴人は発言権を持つ。傍聴人とは議長団、執行部、各加盟サークルを除く全ての自治会総会参加者である。
- (6) 各加盟サークルは自治会総会において1票の投票権を持つ。

[第8条 自治会総会の議決]

- (1) 全ての議案は、自治会総会出席者の過半数の賛成を以ってこれを決する。
- (2) 可否同数の場合は議長の裁定を以って議決とする。

[第9条 自治会総会の解散]

自治会総会の中途解散は、これを認めない。

[第10条 議事の公開]

自治会総会の議事は原則として全学生に公開する。

[第11条 公聴会]

公聴会は、全学生会員の意志を広く自治会に反映させることを目的とした自治会総会の附属機関である。

[第12条 公聴会の開催]

- (1) 公聴会は学生会の要求または学生会員 30 名以上の連署で召集できる。
- (2) 公聴会は学生会員 10 名以上の出席によって開催される。
- (3) 公聴会の形式その他について、自治会は関知しない。
- (4) 公聴会は公聴会における決定事項を執行部に通告する権限を持つ。

[第13条 公聴会の決定]

執行部は、公聴会における決定事項を自治会総会で発議しなければならない。

[附則]

本規定は、平成 21 年自治会年度より施行される。